

嘉永七年 九月

アメリカ国ヨリ帰国人御答之下書

米沢御預所越後之國岩船郡

板貝村百姓善之丞養子

当寅貳拾三才

乍恐御尋二付以書付御答申上候事、

当御預所越後之國岩舟郡

板貝村百姓善之丞養子

勇之助

当寅廿卜三才

一 私義、元來船方渡世之者二有之候処、去ル嘉永五子之二月

中、同國根谷村善太郎と申者所持之廻船沖舟頭助右衛門

外拾壹人相雇われ常州之湊と申所、同年四月中出

帆いたし、松前箱立湊へ入船いたし、五月中同所出帆

蝦夷地エトロツフ嶋へ罷越し、塩鱒積受、七月中同所

出帆いたし、箱立湊へ入船いたし、九月朔日同所

出帆いたし、松前御城下へ入船いたし、船主善太郎乗組

同所出帆いたし、新潟へ向颿参り候処、同月三日夜、出羽之

沖合ニ而難風ニ相成、難船同様ニ相成候処、船中梶等ニ至

迄悉相痛、何国ともなく吹流、漂居候所、十月頃迄喰

物_十切相続居候へ共、数日海中ニ漂居候間、所持之喰物

一切相絶、無拋積合之塩鱒喰事致し、天水を待受露

命相続罷在候内、同年霜月より翌丑ノ六月迄船主

善太郎其外拾壺人追々死去致し、拙者壺人相煩ひ、腰ひ

ざ相たぶす、船は水船に相成、二階なる所ニ打臥、相なつミ

居候処、同月中旬頃、折能異国船通り懸り、伝舟ヲ以テ

颯寄、何やらもの言卜相語り候へ共、一切相わからず居候処、相助ケ呉候様子ニ而手真似致し候間、我舟ハ水船に相成

居候へは、露命無覚速儀ニ付、右異国船ニ参り縦ひ一命

相果候とも一ト先ツ異国人江取りすかり、右之伝舟ニ引移り

異国船へ伴れ候処、彼之異国船長サ拾五六尋、帆柱式本

立置、帆ハ七ツ懸り、船中七鉢人乗込、売船と相見へ、荷物

ハ、ミかん・西瓜・さつまいも其外青物いろいろ積入候様子ニ相

見へ申候、然ルに異国人何やら申聞候へ共、双方言葉一切

不相分、只々当惑ニ相及候処、十五日目ニアメリカ国サフラン

セスコト言湊へ入津仕候処、右船中喰事異国人ニあた

ひられ、肉喰いたし候故か、段々病氣全快致し、平身ニ

相成候処、右船頭当地之役家とおほしき処へ引連れ

罷出候得は、役人ニも有之候哉、衣服は羅紗の羽織二等し

き物着し、下ニツハ白地之スツココを着し、黒羅紗之股引を

履き、足江はとろくつをはき、上座へ罷出口、何やら申候

へとも少しも不相分、只々平伏いたし居候処、右着服同様之

衣服を呉渡し候故、受納いたし、船中へ罷歸申候、然ル

処翌日役元より御差函之様子ニ而別船へ乗替り、始

終舟住居為致られ罷在申候、依而折々当湊へ町々

見物致居候処、町家数三四千軒斗と相見へ、家風は屋

根平ニして、外廻り石垣を積立重上へ家作し、家之

内三四階板敷有之、畳ニ無之、花もふせんニ等しもの

を敷、住居よろしく、地方奇麗ニ而商人□羅紗・木

綿之たくい、穀物、其外諸事沢山ニ店かさり賑わしく

相見へ、諸職人多くあり、誠ニ繁ひし当地ニ相見へ申候、

通用金銀は丸型ニ有之候、所々ニ遊女杯も有之、三味・太鼓・

鳴もの類日本同様之所も有之、ひわ・シヨウ・ヒチリキ杯という

もの有之、物賑かに相見へ申候、人体男女ともに惣髪ニ而

男は後ろへ髪を切下ケ、衣服は高下之へたて無之

女は髪を卷上ケ、かんさしニ而留置下モへ、履物ハ男とハ

少しく相違ひ、是又衣服之高下無御座候へ共、男は

かむりものニ而高下之差別有之由ニ御座候、起臥之

義ハ日本同様ニ御座候へ共、寢屋之出来□ハ、板敷より

三尺程も高く立派ニ出来□、夜具等ハ少しく日

本と相違ひ候様ニ相見へ申候、喰事之義ハ穀物は有之候得共、多分不相用、肉喰相用ひ申候、尤三度之喰事

ニ御座候得共、朝喰終ニは茶へ大白を入、日本之さゆ

同様ニ相用ひ申候、昼ハ水へ大白を入相用ひ、夕喰朝同様

ニ御座候、三度なから喰遣し節はキヨロク之やふな

るものへ腰をかけ、座中へ台を出し皿・鉢を乗せ、

銘々へ備へ壺本はし之先キ三本ニ致しさし喰申候、

煮しだじハヒ子ニてすくひ申候、味噌・たまり類ハ一切

無御座候、酒はみかん酒・葡どうふ酒なとゝ言う酒沢

山ニ相用ひ申候、尤料理人杯数人渡世之もの有之由ニ

御座候、菓子・くた物の類いろいろ沢山ニ有之、青物も
沢山有之候内、き瓜・みかん日本同品ニ御座候、時候之
義ハ凡六月より翌年四月迄十一ヶ月罷在候

得共、寒暖之へたて格別ニ無之処ニ御座候、田畑之

義は畑作り之模様日本同様ニ御座候、田面之義は

一切見当り不申候、乍併穀物ふたんニ相見へ申候、鴉又

は犬杯ハ見当り不申、ラクタ又ハ雀などハ相見え申候、鳥・

ちく類菓木沢山有之候得共、日本とハ相違ひ名のミ

不相分候得共、筆紙に難尽候、前文申上候通り、丑ノ六月

中旬より当四月頃まで始終船住居致居処、日々

日本へ帰り度旨相歎き居り居候処、同所之レリピスト申船

此度日本へ参り候由、右船中ニ而懇ニ世話致し呉レ

日本へ相送り被遣、誠ニ御厚志感喜致し候、然ル処、

浦賀湊へ六十三日目ニ当着仕、里数之義は凡五

千里程之里数と承り申候、然ル処御奉行様江御

差凶之由をヲ以、伊豆之国下田湊へ当着致し、江戸

表へ御指登セ相成、江戸於 御奉行所御召出し之

節もアメリカ国軍之旨有之旨御尋ニ御座候得共、

右軍之模様一切見聞不致罷在候、

右御尋ニ付手継を以、御答奉申上候処、聊相違不申上

候以上、

嘉永七年

寅

九月

当御預所越後之國

岩船郡板貝村百姓

善之丞養子

勇之助 爪印

同州同郡親類

藤 八

郷宿

善次郎

米沢

御役所

右之通、郡奉行所ニ而御尋之由、郷宿之
御咄しニ付、下書借用いたし、写置申処、
相違無之候、以上、

安政元年

寅ノ十二月十八日 泉岡村

武田孫右衛門

